

医療・介護に係る安全管理のための指針

1 安全管理に関する基本的な考え方（理念）

患者・利用者に適切な医療・介護を提供することと、その提供過程における安全確保は施設において最も優先すべき責務である。これら責務を果たしていくためには、全職員が持っている知能や感受性、良心を最大限に発揮して、普段の努力を積み重ねることが必要である。全職員はこの「医療・介護に係る安全管理のための指針」を留意し、安全を最優先に考える価値観を育んでいかなければならない。

2 医療安全管理委員会

安全管理に関する理念を達成するために、医療安全管理委員会を置く。委員会組織、運用については別に「医療安全管理委員会規定」を定め、この規定に従う。

3 安全管理のための職員研修

安全管理に関する理念と具体的方法について全職員に周知徹底するため、年2回程度全職員を対象とした職員研修を行う。また、年2回医療機器安全使用に関する研修、年1回医薬品安全使用に関する研修を行う。

4 事故報告等の安全の確保を目的とした改善方策

施設内外における事故は基準に沿ってインシデント・アクシデントシステムを用いて医療安全管理委員会に届け出なければならない。届出は、「安全管理及び危機的事態の対応手引き」に基づいて行う。医療安全管理委員会では、提出された報告書の分析・評価を行い、改善策を検討する。

5 事故発生時の対応

万一、危機的事態が生じた場合には、患者の救命、安全確保を第一に対応し、直ちに部署長（又は日勤責任者）を経由し、病院長、看護部長、事務長、安全管理責任者に報告し、指示を得る。また、家族（あるいはキーパーソン）にも遅滞なく説明を行う。委員長は至急「危機対策会議」を招集する。詳細についてはマニュアル 11-3) インシデント・アクシデント報告の流れ」に基づいて行う。

6 患者・利用者・家族からの相談に対する基本方針

安全管理に対する院内・施設内相談窓口を設置し、その旨を掲示する。内容により医療安全管理委員会で対策をその都度協議する。

また、外部相談窓口として保険者（各市町村担当窓口）・国民健康保険団体連合会のほか、第三者委員を設置し、その旨を掲示する。

7 当該指針の閲覧

本指針は、求めに応じて閲覧できるように体制整備を行う。

8 その他

以上の指針を生きた指針とするために、定期的に見直す。これにより、常に安全確保の必要性を再認識する必要がある。